

2014年3月27日

## 生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見

労働者福祉中央協議会

今般の省令案では、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くとの批判を受けて、与野党合意で修正した内容や趣旨がないがしろにされています。以下の通り、国会での審議・答弁や附帯決議の内容を反映させた省令案に修正するよう強く求めます。

### 1. 申請手続きについて（24条関係）

#### ① 口頭でも申請できることを明確に示してください。

省令案では「保護の開始の申請等は、申請書を・・・提出して行うものとする」と、法律修正前の条文の表現に戻されており、申請書を出さなければ生活保護申請ができないように読めます。また、但し書きの部分も、口頭申請が認められるのは身体上の障がいがある場合に限定されるように読めますし、特別の事情の有無の判断権を保護の実施機関に委ねる表現になっています。

参議院附帯決議で確認した通り、「申請権侵害の事案が発生することのないよう、申請行為は非様式行為であり、・・・口頭で申請することも認められる・・・ことについて、省令、通達等に明記の上、周知」してください。

#### ② 資料の提出は保護決定までの間でよいことを明示してください。

参議院の附帯決議では、「要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知する」となっていますが、省令案ではいっさい触れていません。

あわせて「隠匿などの意図もなく書類を紛失したり、あるいは必要書類を本人が所持していない場合なども、書類を添付できない特別な事情に当たる」（修正案提出者の柚木議員答弁）という立法者の意思も省令で明記してください。

### 2. 扶養義務者に対する通知（24条8項）、報告の求め（28条）について

#### 極めて例外的であることを明確に示して下さい。

厚労省の国会答弁では、原則として通知や報告要求は行わず、「家裁を活用した費用徴収を行う蓋然性が高いと判断される」極めて例外的な場合に限るとしてきましたが、省令案では、原則と例外を逆転させています。これでは、例外であると積極的に認定した場合以外や、判断しかねるケースは、通知や報告要求を行うべきことになってしまいます。

「扶養義務者に対する調査、通知等に当たっては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にする」との参議院附帯決議や、「極めて例外的」という国会答弁を遵守してください。

以上